

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額の改正を行うものです。

また、投票管理者及び投票立会人（期日前投票を含む。）の職務時間が投票時間に満たない場合における報酬額の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

選挙長等の報酬の額を引き上げます。

投票管理者及び投票立会人（期日前投票を含む。）の報酬について、職務執行時間に見合う報酬額を支給できるよう規定を改めます。

別表（第1条、第2条関係）

区分	現行単価	改定単価
選挙長	1回当たり 10,800円	1回当たり 12,200円
投票所の投票管理者	日額 12,800円	日額 14,500円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	日額 12,800円
開票管理者	1回当たり 10,800円	1回当たり 12,200円
投票所の投票立会人	日額 10,900円	日額 12,400円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	日額 10,900円
開票立会人	1回当たり 8,900円	1回当たり 10,100円
選挙立会人	1回当たり 8,900円	1回当たり 10,100円

3. 改正による効果等

選挙長等の報酬の額について、国の基準に適合することとなります。

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表(第1条、第2条関係)			別表(第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
選挙長	1回当たり <u>10,800円</u>	〃	選挙長	1回当たり <u>12,200円</u>	〃
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	〃	投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	〃
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	〃	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	〃
開票管理者	1回当たり <u>10,800円</u>	〃	開票管理者	1回当たり <u>12,200円</u>	〃
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>	〃	投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u>	〃
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u>	〃	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>	〃
開票立会人	1回当たり <u>8,900円</u>	〃	開票立会人	1回当たり <u>10,100円</u>	〃
選挙立会人	1回当たり <u>8,900円</u>	〃	選挙立会人	1回当たり <u>10,100円</u>	〃
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人が交替した場合は、 _____その職務に従事した時間により、別表に掲げる金額を時間割で計算し支給するものとする。こ			1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬の額は、その職務に従事した時間により、別表に掲げる金額を時間割で計算し支給するものとする。こ		

の場合において、計算して得た額に1円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てるものとする。

2 (略)

の場合において、計算して得た額に1円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てるものとする。

2 (略)